

第4章 生徒指導

「北海道栗山高等学校生徒指導規程」

(生徒心得)

栗山高校生としての自覚と誇りを持ち、社会の一員として責任ある行動に心掛ける。

その上でより良い学校生活を送ることで、心身の成長に励むこととするとともにお互いを尊重し合う人間関係の構築に努める。

1 校内生活に関する心得

1. 基本的事項について

- (1) 8時30分までに入室出来るよう登校する。公共交通機関を利用する場合は、マナーを遵守し利用すること。また、自転車等での登校は交通安全に十分留意して登校すること。
- (2) 登校後は無断で校地外に出てはならない。
- (3) 下校は16時30分までとする。但し、先生の指導あるときはこの限りではない。
- (4) 欠席、遅刻、早退、欠課（外出）するときは、事前に保護者が連絡すること。
- (5) 登下校時及び学校教育活動中の服装は生徒心得に従うこと。
- (6) 身分証明書は常に所持すること。
- (7) 学校生活に不必要なものは持参しないこと。
- (8) 全て所持品は氏名を記入し、各自責任を持って保管すること。
(金銭、貴重品の取り扱いは特に注意する。)
- (9) 盗難、紛失、拾得物があつたときは速やかに生徒指導部に届け出ること。
- (10) 校舎内外は常に清潔、整頓に心がけ、各ホームルーム分担の掃除区域の清掃後は担当の先生の点検を受けること。
- (11) 学校は公の場であることを自覚し、通話や音楽などのスマートフォンの使用については、マナーを遵守し使用すること。
- (12) 廊下での飲食や床に座り込むなどの行為は行わず集団の一員であることを自覚して生活を送ること。

2. 授業について

- (1) 始業の時間に遅れて入室するものは、職員室で入室許可書を受けて入室し、授業担当の先生に提出すること。
- (2) 傷病による早退、欠課は養護の先生の指導を受け、担任の許可を得ること。
- (3) 部活動での大会遠征に関わる遠征は公欠扱いとする。
- (4) 授業時間中の飲食は禁止とする。ただし、教科担任の指示や許可による水分補給は認める。
- (5) 私語は慎み授業に集中できる準備を行う。また、やむを得ず机から離れる場合は教科担任の許可を得ること。
- (6) スマートフォンやBYOD機器は教科担任の指示により使用できる。収納についてもHR担任や教科担任の指示に従うこと。無許可での使用などがあつた場合は指導対象となるため十分留意すること。（スマホの取り扱いは別途ガイドラインに基づく）

3. 校舎・施設・設備について

- (1) 校舎内外の施設、備品は管理責任の先生の許可を受けて使用し、使用後の後始末、清掃は責任をもって果たすこと。もし誤って破損した場合には速やかに届け出ること。
(本人の過失による場合は弁償しなければならない。)
- (2) 休日、休業日の校舎使用は担任、顧問等の許可を受けて使用すること。
- (3) 校内に掲示を行うときは、担当の先生の了解を得て、生徒指導部の許可を受ける。
放送は、原則として個人の使用は認めない。
- (4) 図書館及び図書を利用する者は図書館規程に従うこと。
- (5) 研修センターを使用する者は、研修センター使用心得に従うこと。
- (6) 火気に注意し、防火設備を作動、破損してはならない。

4. 部活動について

- (1) 生徒は学校で定める教科科目及び特別活動を履修するほかに生徒会で定めた部のいずれかに入ることが望ましい。
- (2) 部局練習の終了時刻は原則として18時30分とする。ただし、公共交通機関などの兼ね合いで時刻が延長する場合は保護者・教職員に周知し部局顧問が適切に指導すること。
- (3) 朝の練習は7時から認められる。始業に遅れてはならない。
- (4) 合宿、遠征、練習試合、他校訪問はその規定に従う。

5. 諸届けについて

- (1) 校内・外生活に関するもの
早退届、入室許可書、遅刻届、外出承諾書、異装兼貸し出し簿、アルバイト届、住所変更届、自転車通学届、自動車免許取得許可申請書、学割申請書（101km以上）
- (2) 部活動に関するもの
入退部届、大会参加承諾書、合宿参加承諾書、同好会新設願

2 身だしなみに関する心得

服装は制服を原則とし、端正であること。

校内や校外でも栗山高校生である自覚を持ち身だしなみを整えること。

1. 制 服

制服は変形、加工してはいけない。

制服をやむをえない理由で着用できない場合は、異装兼貸し出し簿に記入し、許可をうける。

室内においては、制服以外の着用は認めない。

(1) 期間は次のとおりとする。

冬季間 9月第3週より翌年6月第2週を目処とする。

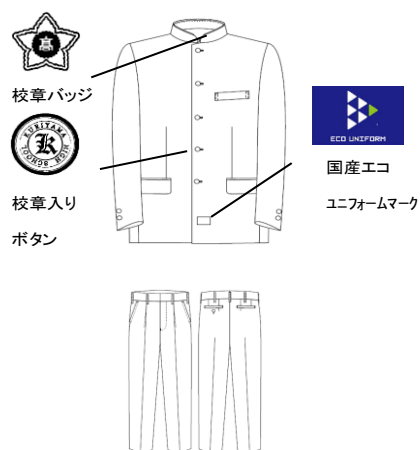
夏季間 6月第3週より9月第2週を目処とする。

(※ その年の天候により、多少期間が変更することもある。)

(2) 制服の雛型図

【詰襟(学ラン)タイプ】

〈冬服〉

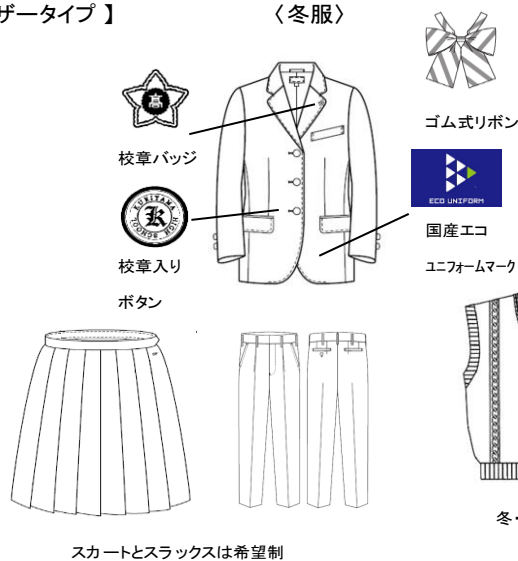


〈夏服〉



【ブレザータイプ】

〈冬服〉



〈夏服〉



(3) 詰襟（学ラン）タイプの制服（主に男子）

- ア 本校指定の濃紺詰襟学生服とし、校章マーク入りのものとする。
- イ 左襟に指定の校章プレスバッジをつける。
- ウ 学校指定の開襟シャツを着用する。
- エ 夏期は本校指定のポロシャツの着用を可とする。
（但し、場合により学生服を着用しても良い）

(4) ブレザータイプの制服（主に女子）

- ア スカート時は学校指定の白ブラウス、リボン、ベスト、ブレザーとする。
スカート丈は、ひざ頭（ひざの中心）までとする。
- イ スラックス時は学校指定の白ブラウス、ネクタイ、ブレザーとする。
- ウ 夏期、ブラウス時は指定ベストを着用する。
もしくは本校指定のポロシャツも可能である。
リボン及びネクタイの着用を強制しない（但し、場合によりブレザーを着用しても良い）

(5) ソックス及びストッキング

- ア 儀式的行事等においては、黒色又は紺色の靴下（ハイソックス）を着用する。
平常時においても華美でないものとする。
- イ ストッキング着用の場合は黒色、紺色または肌色とする。

2. その他の服装・身だしなみ

(1) 防寒着

- ア 華美でないものとする。

(2) カーディガン及びVネックセーター

- ア 上着の上の着用は認めない。
- イ 色については、白、黒、灰、紺、ベージュとする。

(3) 頭 髪

- ア 清潔を第一とし、端正にする。（前髪は目にかからないようにする）
- イ パーマ、染髪、脱色等の加工は禁止する。

(4) 靴及び上靴

- ア 通学時は制服と調和し、安全且つ健康的な靴とする。
- イ 上靴は学校指定のものとする

(5) その他

- ア マニキュア、指輪、ネックレス、イヤリング（ピアス）等の装飾やアクセサリは身につけない。
- イ 化粧及び色つきリップクリームは禁止する。

附 則

令和3年3月18日 改訂・追加 同年4月1日施行

令和4年2月18日 改訂・追加 同年4月1日施行

令和5年3月17日 改訂・追加 同年4月1日施行

3 校外生活に関する心得

1. 交友関係は常に明るく健全であること。
男女交際はお互いの人格を尊重し、健全明朗であること。
2. 常に身分証明書を所持し、何時でも提示できること。
3. 夜間の外出は出来るだけ避ける。やむを得ず遅くなるときは保護者等の同意を原則として9時までに帰宅する。
4. 遊戯場及び風俗営業の場への出入りはしない。
(パチンコ店及び酒類を主とする飲食店等への出入りは禁止する。)
5. アルバイトをする者は次の事項を守り、届け出て許可を受けること。
 - (1) アルバイトをする場合は、所定の用紙に保護者・雇用主が署名・押印の上必ず届けること。
 - (2) 次の事項に該当する場合は、アルバイトを一定期間中断、または禁止する。
 - (ア) 定期考査1週間前から終了まで
 - (イ) 午後9時までに帰宅できないもの
 - (ウ) 主として酒類を提供する店
 - (エ) 危険をとまなうもの
 - (オ) 無届けによるアルバイト
 - (カ) 学業成績、生活態度、遅刻・欠席日数などに問題がある場合
 - (キ) その他、問題が生じた場合
 - (3) 1学年においては前期中間考査以降で実施されるガイダンスに参加すること
6. 休暇中の心得は別に示すが、生徒同士の外出をする場合は事前に保護者の同意を得ると共に安全に充分留意すること。
7. 学校の代表として、公式の場に参加するときは代表者の名誉と責任を自覚し、時間を厳守し、服装、言葉、態度等に十分に注意を払うこと。